平成19年度の国民年金の加入・納付状況

社会保険庁

平成 20 年 8 月

I 平成19年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 〇 第1号被保険者数(任意加入被保険者数を含む。)は平成15年度末以降減少傾向であり、 19年度末現在では2,035万人と、18年度末と比べ88万人減少している。
- 第1号被保険者の適用状況をみると、申請全額免除者数は平成19年度末現在で202万人となっており、18年度末と比べ5万人減少している。この他、学生納付特例者が5万人、法定免除者が1万人減少している。
- 〇 この結果、平成 19 年度末の納付対象者数は 1, 5 1 8 万人となっており、18 年度末と 比べ7 7 万人減少している。
- 〇 なお、一部免除者数は19年度末現在で54万人となっており、18年度末と比べ2万人減少している。

(年度末現在、単位:万人) 第1号被 第1号被保険者数 被用者年金 保険者 (再掲) 全額免除者 一部免除者 被保険者 厚生年金 第3号 任意加入 (任意加 (第2号被 被保険者 学生納付 若年納付 申請半額 被保険者 申請3/4 申請1/4 法定 入含む) 保険者等) 免除者 特例者 猶予者 免除者 免除者 平成15年度 2, 240 2, 208 439 1, 109 106 165 168 38 32 3.680 3, 212 2, 217 2, 183 458 109 176 173 41 34 3, 713 3, 249 41 1.099 17 2, 190 2, 158 538 113 216 176 34 53 53 33 3, 762 3, 302 1, 092 2, 123 2, 091 528 114 170 37 3, 836 3, 379 18 207 56 21 32 1,079 2, 035 2, 001 517 113 202 166 37 34 (3, 914) 3, 457 19 19 1,063

表 1 国民年金被保険者の動向

- 注1 被用者年金被保険者欄の()内の数字は、共済組合の人数を平成18年度実績とした場合の暫定値である。
- 注2 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

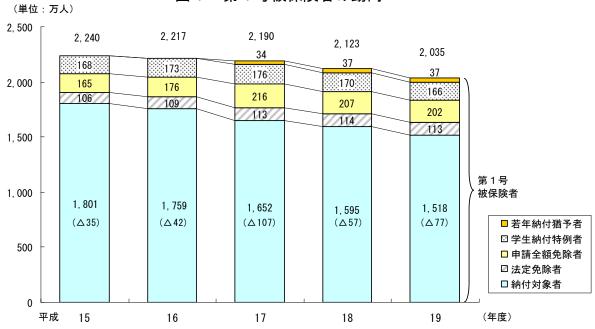


図1 第1号被保険者の動向

- 注 1 納付対象者数は、第 1 号被保険者から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者を除いた 数であり、一部免除者は納付対象者に含んでいる。
- 注2 納付対象者の()内の数字は前年度差である。

2 第1号被保険者の動向

- (1)経済・就業状況の動向と第1号被保険者の動向
- 〇 第1号被保険者総数は減少している一方で、平成19年度の資格取得者は、全体の26. 6%となっており、資格の得喪が頻繁に行われていることがうかがえる。
- 〇 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者の割合が引き続き大きい一方で、20歳到達による資格取得者は減少傾向にある。

表 2 第 1 号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位:千人)

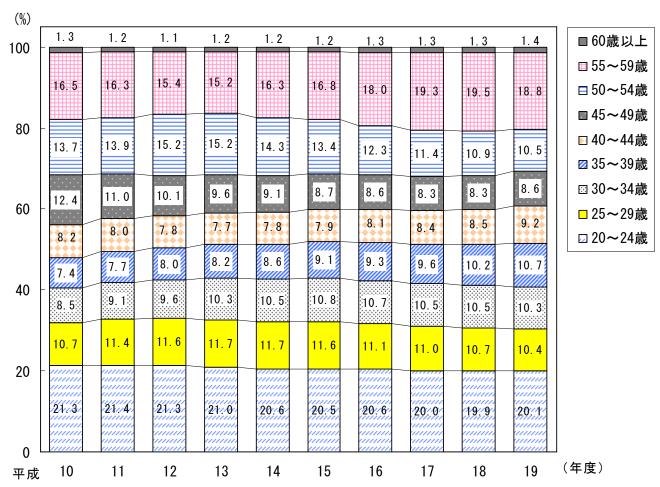
						(再 掲)		
	被保険者数 (年度末)	資 格 取得者数 (年度累計)	割 合 (%)	第2号 からの 移行者	第3号 からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成15年度	22, 400	5, 670	25. 3	3, 231	898	1, 318	671	646
16	22, 170	5, 396	24. 3	3, 096	799	1, 288	631	657
17	21, 903	5, 185	23. 7	3, 031	768	1, 229	620	609
18	21, 230	5, 329	25. 1	3, 205	749	1, 179	595	585
19	20, 354	5, 408	26. 6	3, 316	726	1, 141	577	564

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 〇 第1号被保険者の年齢構成をみると、平成15年度まで納付率が低い若年層(20~30歳台)の占める割合が増加する傾向であったが、16年度以降はほぼ横ばいとなっている。
- 〇 団塊の世代が60歳以上になったため、平成19年度における55~59歳の割合は前年度に比べ減少した。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移(年度末現在)



注 第1号被保険者に任意加入被保険者を含んだ割合となっている。

表3 年齢階級別第1号被保険者数の推移

(各年度末現在、単位:万人)

- ÷	T +10 + +	T-411-5	T-10-5	T-410-F-	T #14 F #		T-410-5			立・カス/
年 度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成10年度	平成1/年度	平成18年度	平成19年度
第1号被保険者 (任意加入含む)	2, 043	2, 118	2, 154	2, 207	2, 237	2, 240	2, 217	2, 190	2, 123	2, 035
20~24歳	436	452	460	463	460	459	456	438	424	409
25~29歳	217	241	250	258	261	259	246	242	227	212
30~34歳	175	193	207	228	235	242	237	231	222	210
35~39歳	152	163	172	181	193	205	207	211	218	218
40~44歳	168	170	167	170	175	177	180	185	181	187
45~49歳	253	233	217	212	203	196	191	183	177	175
50~54歳	279	295	327	335	320	300	272	250	232	213
55~59歳	336	345	331	335	364	375	399	423	415	383
60歳以上	26	25	25	25	26	28	29	28	27	29
平均年齢(歳)	40.0	39.8	39. 7	39. 6	39. 7	39. 6	39. 7	40. 0	40. 0	39. 9

注 抽出統計調査(抽出率 1/100)による数値である。

平成19年度の保険料納付状況

1 全国の保険料納付状況

(1)納付率等の推移

- 平成19年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が18年度から 548万月分(2.9%)の減少となり、納付月数が18年度から788万月分(6.4%) の減少となったため、納付率は63.9%となり、18年度の66.3%から2.3ポイ ントの低下となった。
- 過年度分の納付率をみると、平成 18 年度分保険料の納付率は69.0%となり、前年 度の66.3%から2.8ポイント上昇しており、17年度分保険料の納付率は72.4% となり、前年度の70.7%から1.8ポイントの上昇、前々年度の67.1%からは5. 3ポイント上昇している。

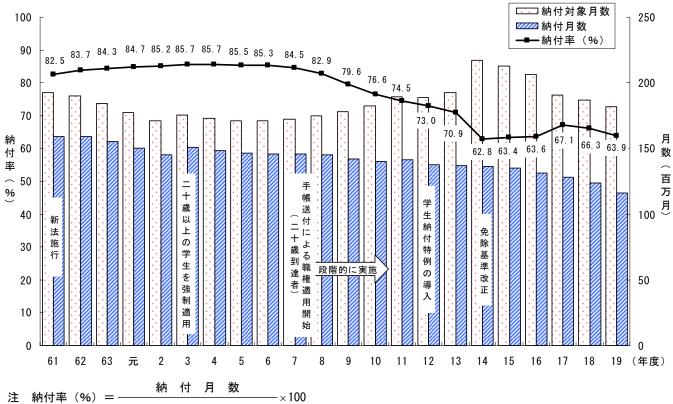
納付対象月数及び納付月数の推移(現年度分) 表 4

(単位:万月)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
納付対象月数	21, 276	20, 613	19, 060	18, 701	18, 153
柳的对象月数	(Δ 2.0)	(\(\Delta \) 3. 1)	(\(7.5\)	(A 1.9)	(Δ 2.9)
納付月数	13, 492	13, 111	12, 793	12, 396	11, 609
下的 月 数	(△ 1.0)	(△ 2.8)	(\(2.4\)	(△ 3.1)	(△ 6.4)

注 納付対象月数及び納付月数の()内数値は、前年度比(%)である。

納付率、納付対象月数及び納付月数の推移(現年度分) 図3



納付 対 象 月 数

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数・学生納付特例月数・若年納付猶予月数 を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

表5 現年度分及び過年度分の納付率の推移

(単位:%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
平成15年度分保険料	63. 4	65. 6	67. 4		
1 级10 平及分 体胶料		(2. 2)	(1. 8)		
平成16年度分保険料		63. 6	66. 3	68. 2	
十成10千及万体陕州			(2. 7)	(2. 0)	
平成17年度分保険料			67. 1	70. 7	72. 4
十八八千尺万休庆村				(3. 6)	(1.8)
平成18年度分保険料				66. 3	69. 0
十八10千尺万休陕村					(2. 8)
平成19年度分保険料					63. 9
一次13千及万体映料					

- 注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。
- 注2 保険料は過去2年分の納付が可能であるため、例えば平成17年度分保険料の最終納付率は、 平成19年度の欄の「72.4%」となる。
- 注3 ()内は対前年度の伸び幅である。

(2)納付月数の推移

- 〇 平成 19 年度中に納付された保険料については、現年度分及び過年度分(前年度分及び前々年度分)の保険料を国が一元的に徴収することになった 14 年度以降、現年度分は減少し過年度分は増加する傾向が継続していたが、平成 18 年度以降、過年度分保険料についても減少しており、平成 19 年度は 1, 039万月分(前年度分584万月、前々年度分455万月)と、18 年度に比べ 105万月(9.1%)の減少となっている。
- 〇 平成 19 年度中に納付された現年度分保険料については、第 1 号被保険者数(任意加入 被保険者数を含む。)の減少により、1億1,609万月分となっており、18 年度に比べ 788万月(6.4%)の減少となっている。
- 〇 この結果、平成 19 年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は1億2,6 48万月分となり、18 年度実績の1億3,540万月から892万月(6.6%)の減 少となっている。

表 6 納付月数の推移

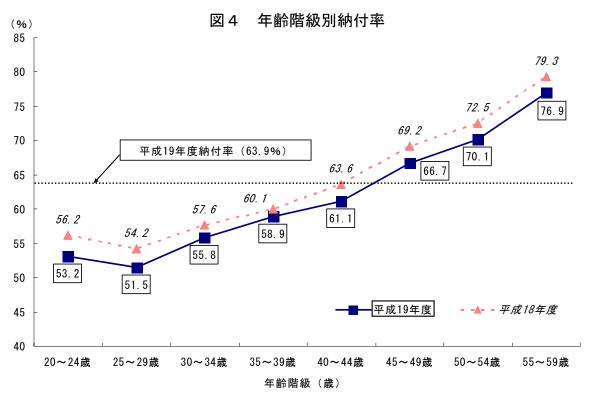
(単位:万月)

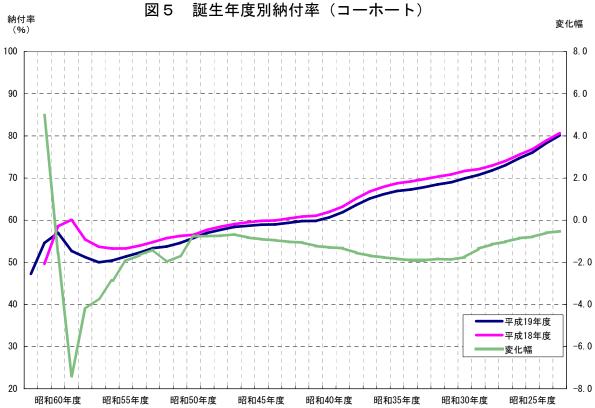
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	対前年度比
糸	総納付月数		14, 539	14, 218	13, 987	13, 540	12, 648	△ 6.6
	瑪	見年度分納付月数	13, 492	13, 111	12, 793	12, 396	11, 609	△ 6.4
	追	上年度分納付月数	1, 047	1, 107	1, 194	1, 144	1, 039	△ 9.1
		前年度分	738	647	699	618	584	△ 5.5
		前々年度分	309	461	495	526	455	△ 13.5

(3)年齢別の納付率

〇 平成 19 年度の納付率を 5 歳階級別に 18 年度と比較すると、すべての年齢階級において納付率が低下している。

また、誕生年度別に納付率をみても、すべての年代で納付率が低下している。





(4) 一部免除に係る状況

- 〇 平成 19 年度における、保険料の一部を免除された納付対象月数は739万月となっており、前年度に比べ23万6千月減少している。また納付月数は248万月となっており、前年度に比べ4万9千月増加している。
- 〇 この結果、一部免除された保険料に係る納付率は33.6%となっており、前年度に比べ1.7ポイント上昇している。
- 〇 平成 19 年度における、保険料の 3/4 を免除された納付対象月数は363万月となっており前年度に比べ97万5千月増加している。また納付率は37.0%となっており、前年度に比べ4.3ポイント上昇している。
- 平成 19 年度における、保険料の半額を免除された納付対象月数は263万月となっており前年度に比べ150万1千月減少している。また納付率は34.9%となっており、前年度に比べ0.4ポイント上昇している。
- 〇 平成 19 年度における、保険料の 1/4 を免除された納付対象月数は 1 1 2 万月となっており前年度に比べ 2 9 万 6 千月増加している。また納付率は 1 9 . 4 %となっており、前年度に比べ 3 . 2 ポイント上昇している。

表7 一部免除の納付対象月数及び納付月数

		平成18年度			平成19年度		
	納付対象 月数(千月)	納付月数 (千月)	納付率 (%)	納付対象 月数(千月)	納付月数 (千月)		
一部免除合計	7, 620	2, 432	31. 9	7, 385	2, 481	33. 6	
3/4免除対象	2, 660	870	32. 7	3, 634	1, 345	37. 0	
半額免除対象	4, 134	1, 429	34. 6	2, 628	918	34. 9	
1/4免除対象	827	134	16. 2	1, 122	218	19. 4	

2 現年度分納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成 18 年度からの納付率(現年度分)の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

【前年度から引き続き納付対象となっている者】

- 〇 納付対象月数が全体の約7割(約1億3千万月)を占める「この2年間引き続き納付対象となっている者」については、19年度は66.5%と、18年度に比べてO.4ポイントの増加となっている。
- 「19年度中に60歳に到達した者」について、納付率は上昇している。

【平成19年度に新たに納付対象となった者】

- 〇 「18 年度全額免除者だった者のうち 19 年度に納付対象者であったもの」については、 全体と比べて納付率は低い傾向にある。
- 新規資格取得者についてみると、「20歳に到達した者(手帳送付により適用)」の納付率は低い傾向にある。

図6 被保険者属性別の納付対象月等の変化の状況

平成18年度末の状況

平成19年度末の状況

付 1 対 8		喪失	84.1% (納付対象月 400万月)			18年度中に60歳に到達し、 資格喪失した者			
象年 者月度 ≺ がの		者等	60.7% (納付対象月 1,000万月)			その他の18年度中に資格喪失した者 (18年度中に2号に移行した者等)			
あみ る納		小計 (68.3%)	29.0% (納付対象月 600万月)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		免除等の理由により、19年度は 納付対象者ではなくなった者			
両年度とも納付対象			この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 66.2% (納付対象月 1億3,300万月)			この2年間引き続き納付対象と なっている者 (継続被保険者層) 66.5% (納付対象月 1億3,100万月)			
月 が あ		小計	19年度中に60歳に到達した者 82.7% (納付対象月 900万月)		小計	19年度中に60歳に到達した者 84.1% (納付対象月 500万月)			
る 者		(65. 6%)	その他 (この2年間に1回以上 資格喪失、再取得した者等) 59.4% (納付対象月 2,500万月)		(66. 2%)	その他 (この 2 年間に 1 回以上 資格喪失、再取得した者等) 62.3% (納付対象月 2,300万月)			
1 9			18年度全額免除者だった者のうち 19年度に納付対象者であったもの		小計 (27. 7%)				
年 度 の み			IV-XICATIONS COUNTY		(27.7%)	その他 (18年度学生納付特例者等) 30.9% (納付対象月 400万月)			
納 付					新	19年度中に2号から1号になった者 61.8% (納付対象月 720万月)			
対象月がある					規資格取得	20歳に到達した者(手帳送付により適用) 26.6% (納付対象月 170万月)			
者					者	3号から1号になった者 77.5% (納付対象月 230万月)			
					小計 (55. 7%)	その他 37.8% (納付対象月 420万月)			

(2)納付率の変化の影響度

平成 18 年度からの納付率(現年度分)の変化(2.3ポイント減少)の影響度をみると、次のとおりとなっている。

○ 18年度から19年度にかけて、2年間引き続き納付対象月がある者による影響

・・・ +0.3ポイント

○ 60歳に到達した者による影響

· · · △0. 7ポイント

○ 18 年度は免除者で、19 年度に納付対象月があった者による影響

・・・ △1. 4ポイント

表8 納付率変化の属性別影響度

	影響度
数	△ 2.3
18年度のみ納付対象月がある者	△ 0.2
18年度中に60歳到達	△ 0.4
19年度中長大	0.3 △ 0.1
18、19年度とも納付対象月がある者	0. 4
2年間引き続き対象月あり	0.3
19年度中60 <u>歳到達</u> その他(この2年間に資格喪失・取得を行った者等)	△ 0.3 0.4
18年度は免除者で19年度に納付対象月がある者	△ 1.4
申請免除者	△ 0.6
	△ 0.8 △ 1.1
	Δ 1. 1 Δ 0. 2
20歳到達	Δ 0.4
	0. 1 △ 0. 7
	18年度のみ納付対象月がある者 18年度中に60歳到達 その他18年度中喪失 19年度は免除者(対象月なし) 18、19年度とも納付対象月がある者 2年間引き続き対象月あり 19年度中60歳到達 その他(この2年間に資格喪失・取得を行った者等) 18年度は免除者で19年度に納付対象月がある者 申請免除者 学生納付特例等 新規資格取得者 2号から1号となった者

Ⅲ 地域別の納付状況

(1) 納付率等が高い都道府県・低い都道府県 (平成19年度末現在)

- 〇 平成 19 年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった3県は、島根、新潟、秋田。反対に低かった3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。
- 平成19年度分保険料の納付率について、上昇した県は大分県であり、反対に大きく低下した3道県は、香川、北海道、徳島となっている。
- 平成18年度分保険料の納付率について、対前年度の伸び幅が大きかった3県は、沖縄、 岩手、高知。反対に伸び幅が小さかった3県は、奈良、岐阜、愛知となっている。
- 〇 平成 17 年度分保険料の納付率について、対前年度の伸び幅が大きかった3 都県は、沖縄、東京、岡山。反対に伸び幅が小さかった3 県は、愛媛、岐阜、鳥取となっている。

表 9 納付率等が高い都道府県(平成 19 年度末現在)

ſ							過年度の納付率及び伸び							
ı		平成19年	度分	(現年度分	(1	平成18年度分(前年度分)			平月	划17年度分	(前々年度分)			
L		対前年度増減幅						対前年度伸び幅				対前年度伸び幅		
	1	島根県 (77)	. 6%)	大分県	(+0.2%)	島根県	(82. 2%)	沖縄県	(+5.6%)	島根県	(84. 2%)	沖縄県	(+2.6%)	
	2	新潟県 (76	. 0%)	山梨県	(△0.2%)	秋田県	(81.6%)	岩手県	(+3.8%)	新潟県	(84.1%)	東京都	(+2.5%)	
	3	秋田県 (76	. 0%)	和歌山県	(△0.5%)	新潟県	(81.0%)	高知県	(+3.7%)	秋田県	(83.1%)	岡山県	(+2.1%)	

表 10 納付率等が低い都道府県(平成 19 年度末現在)

						過年度の納付率及び伸び							
	平	成19年度分	(現年度分	子)	平成18年度分 (前年度分)			平成17年度分 (前々年度分)			分)		
	対前年度増減幅					対前年度伸び幅			対前年度伸び幅			度伸び幅	
1	沖縄県	(42.8%)	香川県	(△4.0%)	沖縄県	(51.2%)	奈良県	(+1.8%)	沖縄県	(59.2%)	愛媛県	(+1.0%)	
2	大阪府	(54.4%)	北海道	(△3.9%)	大阪府	(60.0%)	岐阜県	(+1.8%)	大阪府	(64.3%)	岐阜県	(+1.1%)	
3	東京都	(59.2%)	徳島県	(△3.4%)	東京都	(64. 1%)	愛知県	(+2.0%)	東京都	(67.8%)	鳥取県	(+1.2%)	

(2) 市区町村規模別の納付状況(平成19年度末現在)

- 〇 平成 19 年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村部が最も 高く、政令指定都市及び特別区部で低い傾向が見られる。
- 〇 市区町村の規模別に納付率の 18 年度末からの変化をみると、政令指定都市で 2.8 ポイント、特別区部で 1.9 ポイント、その他の市部で 2.2 ポイント、町村部で 2.3 ポイント低下している。

表 11 市区町村の規模別納付率の変化

	3	平成18年度	Ę	3	平成19年度	Ę	平成18年度から 19年度の変化			
	納付対象 月数 (万月)	納付月数	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイン ト)	
政令指定都市	3, 470	2, 175	62. 7	3, 419	2, 047	59. 9	△ 1.5	△ 5.9	△ 2.8	
東 京 23 区	1, 582	954	60. 3	1, 549	904	58. 4	Δ 2.1	△ 5.2	Δ 1.9	
その他の市	11, 584	7, 783	67. 2	11, 224	7, 292	65. 0	Δ 3.1	Δ 6.3	Δ 2.2	
町 村	2, 064	1, 484	71. 9	1, 961	1, 365	69. 6	△ 5.0	Δ 8.0	Δ 2.3	
全 国 合 計	18, 701	12, 396	66. 3	18, 153	11, 609	63. 9	△ 2.9	△ 6.4	Δ 2.3	

(3) 各都道府県の納付状況(平成19年度末現在)

- 〇 平成 19 年度分(現年度分)保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率は大分県で上昇しているものの、その他の都道府県で減少している。
- 〇 平成 19 年度分保険料の納付対象月数と納付月数をみると、前年度に比べて北海道及び 沖縄県の納付対象月数が増加しているものの、その他の都府県で減少している。

各都道府県別の納付状況(平成19年度末現在)

			平成19:	在				過年度の納付	付率及び伸び	
都道府県			(現年)				平成18: (前年)	年度分 度分)	平成17 (前々年	
	納付対象 月数 (千月)	対前年度比	納付月数 (千月)	対前年度比	納付率(%)	対前年度差(ポイント)	納付率(%)	対前年度伸び (ポイント)	納付率(%)	対前年度伸び (ポイント)
全 国	181, 528	△ 2.9	116, 085	△ 6.4	63. 9	Δ 2.3	69. 0	2. 8	72. 4	1.8
北海道	7, 382	0. 5	4, 608	△ 5.3	62. 4	△ 3.9	69. 7	3. 4	74. 1	1.3
青 森 県 岩 手 県 宮 城 県	2, 234	△ 5.0	1, 380	△ 8.1	61. 8	△ 2.1	67. 4	3. 5	70. 6	1.6
岩手県宮城県	1, 827	△ 5.4	1, 347	△ 6.7	73. 8	△ 1.0	78. 6	3.8	81.0	2. 1
宮 城 県 秋 田 県	3, 474 1, 456	△ 2.6 △ 6.0	2, 160 1, 106	△ 7.0 △ 8.4	62. 2 76. 0	△ 2.9 △ 2.0	67. 9 81. 6	2. 8 3. 5	71. 3 83. 1	1. 7 1. 8
山形県	1, 430	△ 6.3	1, 100	\triangle 7.4	74. 9	\triangle 0.9	78. 7	3. 0	80. 7	1. 7
福島県	2, 742	△ 5. 2	1, 843	△ 5. 9	67. 2	△ 0.5	71. 4	3. 6	74. 1	1. 9
茨 城 県	4, 913	△ 3.9	2, 992	△ 6.8	60. 9	△ 1.9	65. 4	2. 6	68. 4	1. 7
栃木県	3, 148	△ 4.4	1, 961	△ 7.0	62. 3	△ 1.8	66. 5	2. 5	68. 5	1.8
群 馬 県 埼 玉 県	3, 144	△ 5.0	2, 151	△ 6.8	68. 4	△ 1.3	72.3	2. 6	74. 5	1.4
埼	10, 969 9, 540	△ 3.3 △ 2.9	6, 687 5, 838	△ 6.7 △ 6.6	61. 0 61. 2	△ 2.2 △ 2.4	65. 9 66. 2	2. 7 2. 6	69. 8 69. 3	1.9
千葉県東京都	22, 004	△ 2.9	13, 037	△ 5. 2	59. 2	△ 2.4 △ 1.9	64. 1	2. 0 3. 0	67. 8	1. 8 2. 5
神奈川県	12, 958	Δ 1. 9	8, 030	△ 5.9	62. 0	△ 2.7	66. 8	2. 2	70. 3	1. 9
新潟県	3, 023	△ 4.1	2, 299	6.5	76. 0		81. 0	3. 0	84. 1	1.3
富山県	1, 294	△ 6.7	965	△ 8.0	74. 6	△ 1.0	78. 3	3. 0 2. 7	80.8	1. 9
石 川 県	1, 513	△ 5.6	1, 127	△ 7.6	74. 5	Δ 1.6	78. 7	2. 6	80. 8	1.6
福井県	1, 002	△ 3.9	757	△ 6.4	75. 6	△ 2.0	79. 7	2. 1	81.3	1.5
山 梨 県 長 野 県	1, 289 2, 876	△ 5.3 △ 3.2	941 2, 128	△ 5.5 △ 6.7	73. 0 74. 0	△ 0.2 △ 2.8	76. 4 79. 7	3. 2 2. 9	77. 1 82. 6	1.7
山 梨 県 長 野 県 岐 阜 県	3, 033	△ 3. 2 △ 3. 3	2, 120 2, 217	△ 7.0	74. 0 73. 1	△ 2.0 △ 2.9	77.8	1.8	80. 5	1. 7 1. 1
静岡県	5, 394	△ 3.1	3, 671	△ 6.8	68. 1	△ 2.7	73. 3	2. 5	76. 6	1.4
愛 知 県	10, 337	△ 3.0	6, 864	△ 6.3	66. 4	△ 2.3	70. 7	2. 0	73. 4	1.3
三重県	2, 534	Δ 3.6	1, 799	Δ 6.8	71. 0	△ 2.4	75. 5	2. 1	78. 3	1.4
滋賀県 京都府	1, 745	△ 4.4	1, 235	△ 6.7	70.8	△ 1.8	75. 1	2. 5 3. 3	78.5	1.4
京都府大阪府	3, 624 12, 750	△ 5.5 △ 1.8	2, 347 6, 940	△ 6.4 △ 6.5	64. 8 54. 4	△ 0.6 △ 2.8	68. 7 60. 0	3. 3 2. 8	71. 6 64. 3	2. 0 2. 0
大阪府 兵庫県	7, 222	△ 2.4	4, 544	\triangle 6.6	62. 9	△ 2.8	68. 4	2. 7	72. 6	1.7
兵庫県 奈良県	1, 964	△ 3. 2	1, 321	△ 6.6	67. 3	△ 2.5	71. 5	1.8	74. 3	1. 3
和歌山県	1, 534	△ 5.8	1, 097	△ 6.4	71. 5	△ 0.5	74. 7	2. 6	76. 3	1. 5
鳥取県	697	△ 2.5	508	△ 6.1	72. 9	△ 2.7	78. 3	2. 6	80. 5	1. 2
島根県	777	△ 5.0	603	△ 7.4	77. 6	△ 2.0	82. 2	2. 6	84. 2	1.4
岡山県	2, 208	△ 2.4	1, 482	△ 5.7	67. 1	△ 2.4	72.7	3. 3	76. 3	2.1
広島県山口県	3, 555 1, 682	△ 4.2 △ 5.3	2, 402 1, 206	△ 6.7 △ 7.1	67. 6 71. 7	△ 1.8 △ 1.4	72. 3 75. 7	2. 9 2. 6	75. 3 77. 6	1. 8 1. 4
徳島県	1, 002	△ 1.1	683	△ 7. 1 △ 5. 8	66. 6	△ 3.4	72. 3	2. 3	77. 0	1. 3
香川県	1, 201	△ 2.5	873	△ 7.6	72. 7	△ 4.0	79. 3	2. 5	81.9	1. 5
愛媛県	1, 835	△ 3.3	1, 342	△ 6.5	73. 1	△ 2.5	78. 1	2. 4	81.6	1.0
高知県	1, 016	△ 2.7	694	△ 6.2	68. 3	△ 2.6	74. 6	3. 7	79. 2	1. 7
福岡県	6, 093	$\triangle 0.7$	3, 852	△ 5.6	63. 2	$\triangle 3.3$	69.3	2.9	73. 2	1.4
佐賀県 長崎県	1, 146 2, 050	Δ 3.8 Δ 3.3	788 1, 225	△ 7.2 △ 7.5	68. 7 59. 7	△ 2.5 △ 2.7	74. 3 65. 3	3. 1 2. 9	76. 6 70. 1	1. 7 1. 4
技 呵 宗 熊 本 県	2, 685	△ 3.3 △ 2.9	1, 223	△ 6.4	64. 7	△ 2. 1 △ 2. 4	70. 4	3. 3	70. 1 75. 2	1. 4
大 分 県	1, 279	△ 5. 6	885	△ 5. 4	69. 2	0. 2	71. 9	2. 9	73. 6	1.6
宮崎県	1, 592 2, 032	△ 5.0	1, 008	△ 6.5	63. 3	△ 1.0	67. 6	3. 2 3. 2	69.8	1. 7 1. 7
宮崎県 鹿児島県		△ 2.0	1, 298	△ 6.2	63. 9	△ 2.8	69. 9	3. 2	73. 5	1.7
沖縄県	2, 147	2. 8	920	△ 3.5	42. 8	△ 2.8	51. 2	5. 6	59. 2	2. 6

(参考1) 都道府県別の納付率の変化

	平成18年度			平成19年度				平成18年度からの変化				
都道府県	対象月数 納付月数 納付率			対象月数 納付月数 納付率			納付率 全国値への					
HI-ZEN17K	(千月)	(千月)	(%)	順位	(千月)	(千月)	(%)	1157十	改善幅	加五八十	影響度	11万7十
全 国	187, 011	123, 961	66. 3	順1工	181, 528	116, 085	63. 9	順位	(%) △ 2.3	順位	(%) \(\triangle 2.336	順位
北海道	7, 342	4, 868	66. 3	33	7, 382	4, 608	62. 4	36	△ 3.9	46	△ 0.158	44
青森県	2, 352	1, 502	63. 9		2, 234	1, 380	61. 8	40	△ 2.1	22	△ 0.136	22
岩手県	1, 931	1, 444	74. 8	13	1, 827	1, 347	73. 8	9	Δ 1. 0	8	△ 0.020	9
宮城県	3, 568	2, 322	65. 1	36	3, 474	2, 160	62. 2	38	△ 2.9	43	△ 0.016	37
秋田県	1, 548	1, 208	78. 0		1, 456	1, 106	76. 0	3	△ 2.0	21	△ 0.016	17
山形県	1, 690	1, 280	75. 7	9	1, 584	1, 186	74. 9	5	△ 0.9	6	△ 0.008	5
福島県	2, 892	1, 959	67. 7	29	2, 742	1, 843	67. 2	26	_ 0.5	4	△ 0.008	6
茨 城 県	5, 111	3, 211	62. 8	43	4, 913	2, 992	60. 9	43	△ 1.9	18	△ 0.052	36
栃木県	3, 293	2, 109	64. 0	39	3, 148	1, 961	62. 3	37	Δ 1.8	13	△ 0.030	27
群馬県	3, 310	2, 307	69. 7	24	3, 144	2, 151	68. 4	21	Δ 1.3	10	△ 0.022	20
埼 玉 県	11, 341	7, 169	63. 2	42	10, 969	6, 687	61.0	42	△ 2.2	23	△ 0.136	43
千 葉 県	9, 826	6, 251	63. 6	41	9, 540	5, 838	61. 2	41	△ 2.4	28	△ 0.127	41
東 京 都	22, 493	13, 758	61. 2	45	22, 004	13, 037	59. 2	45	△ 1.9	16	△ 0. 233	47
神奈川県	13, 203	8, 533	64. 6	37	12, 958	8, 030	62. 0	39	△ 2.7	33	△ 0.190	45
新 潟 県	3, 153	2, 459	78. 0	3	3, 023	2, 299	76. 0	2	△ 1.9	17	△ 0.032	29
富山県	1, 387	1, 049	75. 6	12	1, 294	965	74. 6	6	△ 1.0	9	△ 0.007	4
石 川 県	1, 603	1, 220	76. 1	7	1, 513	1, 127	74. 5	7	△ 1.6	12	△ 0.013	14
福井県	1, 043	809	77. 6	4	1, 002	757	75. 6	4	△ 2.0	20	△ 0.011	11
山梨県	1, 361	996	73. 2	15	1, 289	941	73. 0	12	△ 0.2	2	△ 0.001	2
長 野 県	2, 970	2, 281	76. 8	5	2, 876	2, 128	74. 0	8	△ 2.8	39	△ 0.044	34
岐阜県	3, 138	2, 383	76. 0	8	3, 033	2, 217	73. 1	10	△ 2.9	42	△ 0.048	35
静岡県	5, 565	3, 939	70. 8	21	5, 394	3, 671	68. 1	23	△ 2.7	35	△ 0.081	38
愛知県	10, 660	7, 322	68. 7	28	10, 337	6, 864	66. 4	29	Δ 2.3	24	△ 0.130	42
三重県	2, 630	1, 931	73. 4	14	2, 534	1, 799	71. 0	17	△ 2.4	27	△ 0.034	31
滋賀県	1, 825	1, 324	72. 6	17	1, 745	1, 235	70.8	18	△ 1.8	14	△ 0.017	18
京都府	3, 834 12, 985	2, 507	65. 4 57. 2	35	3, 624	2, 347	64. 8	30	△ 0.6	5	△ 0.012	12
大 阪 府 兵 庫 県	7, 403	7, 427 4, 863	65. 7	46	12, 750 7, 222	6, 940 4, 544	54. 4 62. 9	46	△ 2.8	37	△ 0.194	46
奈良県	2, 029	1, 415	69. 7	34 23	1, 222	1, 321	67. 3	35 25	△ 2.8 △ 2.5	38 29	△ 0.111 △ 0.027	40 24
和歌山県	1, 628	1, 413	72. 0	23 18	1, 534	1, 097	71. 5		△ 2.5	3	△ 0.027 △ 0.004	3
鳥取県	715		75. 7	10	697	508	72. 9	13	\triangle 2.7	36	△ 0.004 △ 0.011	10
島根県	818	651	79. 6		777	603	77. 6		△ 2. 0	19	△ 0.008	7
岡山県	2, 263	1, 572	69. 5	25	2, 208	1, 482	67. 1	27	△ 2.4	25	△ 0.029	25
広島県	3, 709		69. 4	26	3, 555	2, 402	67. 6		Δ 1.8	15	△ 0.036	33
山口県	1, 776		73. 1	16	1, 682	1, 206	71. 7	15	_ 1.4	11	△ 0.013	13
徳島県	1, 037	726	70. 0	22	1, 026	683	66. 6	28	△ 3.4	45	△ 0.019	19
香川県	1, 232		76. 7	6	1, 201	873	72. 7	14	Δ 4.0	47	△ 0.027	23
愛 媛 県	1, 897	1, 435	75. 6	11	1, 835	1, 342	73. 1	11	△ 2.5	31	△ 0.026	21
高 知 県	1, 044	740	70. 9	20	1, 016	694	68. 3	22	Δ 2.6	32	△ 0.014	15
福岡県	6, 137	4, 080	66. 5	32	6, 093	3, 852	63. 2	34	△ 3.3	44	△ 0.109	39
佐 賀 県	1, 192	849	71. 2	19	1, 146	788	68. 7	20	△ 2.5	30	△ 0.016	16
長 崎 県	2, 121	1, 324	62. 4	44	2, 050	1, 225	59. 7	44	△ 2.7	34	△ 0.030	26
熊本県	2, 766		67. 1	30	2, 685	1, 738	64. 7	31	△ 2.4	26	△ 0.035	32
大 分 県	1, 355		69. 1	27	1, 279	885	69. 2	19	0. 2	1	0. 001	1
宮崎県	1, 676		64. 3	38	1, 592	1, 008	63. 3	33	Δ 1.0	7	△ 0.009	8
鹿児島県	2, 073	1, 384	66. 7	31	2, 032	1, 298	63. 9	32	Δ 2.8	41	△ 0.032	28
沖縄県	2, 088	953	45. 7	47	2, 147	920	42. 8	47	Δ 2.8	40	△ 0.033	30

注1 「全国値への影響度」は、当該都道府県によって全国の納付率がどの程度上昇したか(当該都道府県における 平成19年度の納付月数が18年度と同じ納付率水準だった場合と比較して、全国の納付率の実績がどの程度上回っ ているか)を示したものである。

注2 枠で囲んだ都道府県は、平成19年度に収納対策強化社会保険事務局の指定を受けた都道府県である。

(参考2) 都道府県別全額免除割合の変化

(年度末現在、%)

		(参考)一部免除割合			
	平成18年度①	全額免除割合平成19年度②	差(②-①)	平成18年度	平成19年度
全 国	25. 3	25. 8	0. 6	2. 7	2. 7
北 海 道	32. 2	32. 5	0. 4	3.8	3. 6
青 森 県	31.8	32. 3	0. 5	6. 2	6. 1
青森県岩手県	27. 4	28. 9	1. 5	5. 4	6. 3
宮城県	26. 0	26. 9	0.8	3. 5	3. 9
秋田県	29. 2	30. 4	1. 2	6. 7	6. 7
山 形 県	23. 8	25. 1	1. 3	4. 2	4. 4
福島県	27. 1	28. 2	1. 1	5. 6	5. 3
茨 城 県	21. 5	22. 4	0.8	1. 9	1. 9
栃 木 県	22. 7	23. 3	0. 6	2. 5	2. 7
群馬県	22. 3	23. 0	0. 7	2. 9	3.0
埼玉県	18. 7	19. 1	0. 4	1. 3	1. 2
千葉県	19. 5	19. 5	0.1	1. 3	1.1
東京都	19. 5	19. 1	△ 0.3	1. 5	1. 2
神奈川県	19.0	19. 0	0. 1	1.1	1.1
新潟県	25.0	25. 6	0. 6	3.5	3. 3
富山県	22. 2	23. 1	0.9	2. 0	2. 1
石川県	23. 9	25. 0	1. 1	2. 6	2. 9
福井県	23. 3	24. 4	1.0	3. 1	3. 5
山梨県	24. 7	26. 1	1.4	3. 6	4. 1
長野県	23.9	23. 2	△ 0.7	3. 5 2. 7	3. 2 2. 4
岐阜県	20.6	20. 5	△ 0.2		2.4
静岡県	19.7	20. 0	0.3	1.8	1.9
愛知県三重県	19.8	20. 2	0.3	1.9	1.8
三重県	22. 3	23. 2	0.9	1.9	2.1
滋賀県 京都府	25. 6 29. 5	26. 6 31. 7	1. 0 2. 2	2. 5 3. 0	2. 8 3. 0
大阪府	28. 1	29. 2	1. 1	2. 6	2. 5
兵庫県	30. 4	30. 1	△ 0.3	2. 9	2. 8
奈良県	30. 4	30. 5	0.1	2. 4	2. 2
和歌山県		32. 3	1. 7	3. 3	3.7
鳥取県	30. 6 33. 3	33. 5	0. 2	4. 9	3. 7 4. 7
島根県	29. 7	30. 6	1. 0	4. 1	4. 1
岡山県	31.0	30. 9	△ 0.1	3. 1	3. 0
広島県	26. 9	27. 9	1.0	2. 6	2. 9
山口県	30. 2	31. 1	0. 9	3. 7	4. 2
徳島県	32. 4	32. 1	△ 0.3	2. 9	2. 7
香川県	29. 5	29. 0	△ 0.5	2. 9	2. 8
愛 媛 県	33. 6	34. 5	1.0	3. 9	4. 1
高知県	34. 9	35. 7	0.8	4. 3	4. 5
福岡県	34. 6	36. 1	1. 6	2. 8	3. 2
佐 賀 県	30. 6	30. 9	0. 4	4. 4	4. 5
長 崎 県	29. 7	31. 3	1.5	4. 5	4. 2
熊本県	27. 3	28. 9	1.5	3. 3	3. 5
大分県	34. 1	36. 1	2. 0	4. 8	5. 3
宮崎県	30.8	33. 0	2. 2	5. 2	5. 8
鹿児島県	36. 4	37. 5	1. 1	4. 8	4. 9
沖縄県	40. 7	43. 3	2. 5	3. 6	4. 7

第1号被保険者数(任意加入被保険者数を除く)

第1号被保険者数(任意加入被保険者数を除く)

(参考3) 平成20年国民年金被保険者実態調査 速報(母集団集計値)

					1	ı			
	総数	納付者	完納者	一 部納付者	1号期間 滞 納 者	申請全額 免除者	学生納付 特 例 者	若年納付 猶 予 者	
							(単位:千人)		
総数	18, 316	9, 865	7, 945	1, 920	4, 330	2, 044	1, 704	374	
20~24歳	3, 920	1, 108	871	237	809	169	1, 606	229	
25~29歳	1, 980	914	670	244	635	206	79	146	
30~34歳	1, 934	1, 055	794	261	614	252	12	0	
35~39歳	1, 953	1, 103	856	248	560	286	4	0	
40~44歳	1, 654	961	763	198	446	246	1	0	
45~49歳	1, 560	989	802	187	352	219	0	0	
50~54歳	1, 909	1, 272	1, 053	219	386	251	0	0	
55~59歳	3, 405	2, 463	2, 137	326	528	415	0	0	
							((単位:%)	
総数	100.0	53. 9	43.4	10.5	23. 6	11. 2	9. 3	2. 0	
20~24歳	100.0	28. 3	22. 2	6. 1	20. 6	4. 3	41.0	5. 8	
25~29歳	100.0	46. 2	33.8	12. 3	32. 1	10.4	4. 0	7. 4	
30~34歳	100.0	54. 6	41.0	13.5	31.8	13.0	0.6	0.0	
35~39歳	100.0	56. 5	43.8	12. 7	28. 7	14. 6	0. 2	0. 0	
40~44歳	100.0	58. 1	46. 1	11.9	26. 9	14. 9	0. 1	0. 0	
45~49歳	100.0	63. 4	51.4	12.0	22. 6	14. 0	0.0	0.0	
50~54歳	100.0	66. 6	55. 2	11.5	20. 2	13. 1	0.0	0.0	
55~59歳	100.0	72. 3	62.8	9. 6	15. 5	12. 2	0.0	0.0	

- 注 1 国民年金被保険者実態調査(本年秋頃に実施予定)の調査対象者の状況である。調査対象には、任意加入被保険者、法 定免除者、外国人等は含んでいない。このため、すべての被保険者の集計値とは若干差異がある。
- 注2 ここでいう1号期間滞納者とは、過去2年間の第1号被保険者期間についてまったく保険料を納めなかった者(保険料の納付を要しない者を除く。)をいう。24か月保険料を納めていない未納者のほか、短期・中期で保険料を滞納している者を含める。
- 注3 一部免除者については、その納付状況に応じて、納付者又は1号期間滞納者として計上している。